

議案第 26 号

渋川市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 28 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市水道事業給水条例の一部を改正する条例

渋川市水道事業給水条例（平成 18 年渋川市条例第 236 号）の一部を次のように改正する。

第 32 条第 1 項第 4 号を次のように改める。

（4） 指定給水装置工事事業者の指定及び指定給水装置工事事業者証再交付手数料

種別	手数料の額（1 件につき）
指定給水装置工事事業者指定手数料（新規）	10,000 円
指定給水装置工事事業者指定手数料（更新）	10,000 円
指定給水装置工事事業者証再交付手数料	2,500 円

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

水道法の改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定に係る更新制度が導入されるため、所要の改正をしようとするものである。

渋川市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行														
<p>(手数料)</p> <p>第32条 手数料は、次の区分により給水装置工事申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、申込み後徴収することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 指定給水装置工事事業者の指定及び指定給水装置工事事業者証再交付手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">手数料の額 (1件につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定給水装置工事事業者指定手数料 (新規)</td> <td style="text-align: right;">10,000円</td> </tr> <tr> <td>指定給水装置工事事業者指定手数料 (更新)</td> <td style="text-align: right;">10,000円</td> </tr> <tr> <td>指定給水装置工事事業者証再交付手数料</td> <td style="text-align: right;">2,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	種別	手数料の額 (1件につき)	指定給水装置工事事業者指定手数料 (新規)	10,000円	指定給水装置工事事業者指定手数料 (更新)	10,000円	指定給水装置工事事業者証再交付手数料	2,500円	<p>(手数料)</p> <p>第32条 手数料は、次の区分により給水装置工事申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、申込み後徴収することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 指定給水装置工事事業者の指定及び指定給水装置工事事業者証再交付手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">手数料の額 (1件につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定給水装置工事事業者指定手数料</td> <td style="text-align: right;">10,000円</td> </tr> <tr> <td>指定給水装置工事事業者証再交付手数料</td> <td style="text-align: right;">2,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	種別	手数料の額 (1件につき)	指定給水装置工事事業者指定手数料	10,000円	指定給水装置工事事業者証再交付手数料	2,500円
種別	手数料の額 (1件につき)														
指定給水装置工事事業者指定手数料 (新規)	10,000円														
指定給水装置工事事業者指定手数料 (更新)	10,000円														
指定給水装置工事事業者証再交付手数料	2,500円														
種別	手数料の額 (1件につき)														
指定給水装置工事事業者指定手数料	10,000円														
指定給水装置工事事業者証再交付手数料	2,500円														